

1 桂川町では小学3年生まで医療費を助成！
子ども医療証を3月中旬に送付します！

桂 川町では、6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんについては、次のとおり医療費を拡大して助成しています。

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれで、現在、有効期限が平成25年3月31日までとなっている乳幼児医療証（子ども医療証を含む）をお持ちのお子さんについては、3月中旬に4月から使用できる子ども医療証を送付します。

なお、すでに子ども医療に該当されているお子さんで、子ども医療証※をお持ちでない場合は、役場 保険環境課 医療介護保険係までご連絡ください。

※お子さんが、6歳となる年度の年度末（3月31日）が平成25年3月31日以降の期限となっている乳幼児医療証（子ども医療証を含む）は、その期限までそのまま使用できます。期限が近づきましたら、新たに9歳まで期間を延長した子ども医療証を送付します。



【子どもの医療費助成内容】

乳 子ども医療（乳幼児）の場合	
対象年齢	6歳に達する日以後の最初の3月31日まで
自己負担額	自己負担なし
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に加入していること ・生活保護を受けていないこと
優先順位	<p>優先</p> <p>子ども医療 > 重度障害者医療 ひとり親家庭等医療</p>



子 子ども医療の場合	
対象年齢	6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで
自己負担額	通院 600円/月（上限） 入院 500円/日（1カ月につき3,500円を限度） ※上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに自己負担
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険に加入していること ・生活保護を受けていないこと ・重度障害者医療の対象者でないこと ・ひとり親家庭等医療の対象者でないこと
優先順位	<p>優先</p> <p>子ども医療 < 重度障害者医療 ひとり親家庭等医療</p>

◆6歳に達する日以後の最初の4月1日からは、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療対象者については子ども医療ではなく、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療に変更となりますので、別途お知らせします。

問合せ先 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65・1097